

議案第23号

米原市長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例について

米原市長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

長期継続契約を締結することができる契約に、情報システムに係るソフトウェアの使用許諾に関するものを加えるため、この案を提出するものである。

米原市長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例

米原市長期継続契約に関する条例（平成 17 年米原市条例第 346 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 情報システムに係るソフトウェアの使用許諾に関するもの

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

米原市長期継続契約に関する条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>（長期継続契約を締結することができる契約）</p> <p>第2条 令第167条の17に規定する条例で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） 情報システムに係るソフトウェアの使用許諾に関するもの</u></p> <p><u>（5） 契約の相手方が、当該契約の履行の当初において、機材の調達または設備の設置に多額の負担をする契約で、当該機材または当該設備を翌年度以降にわたり当該契約の履行のためにのみ使用するもの</u></p> <p><u>（6） 契約の相手方が、当該契約の適正な履行のため、資材、機材、労働力の確保等に準備期間を必要とし、複数年度にわたる契約の締結を要するもの</u></p>	<p>（長期継続契約を締結することができる契約）</p> <p>第2条 令第167条の17に規定する条例で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） 契約の相手方が、当該契約の履行の当初において、機材の調達または設備の設置に多額の負担をする契約で、当該機材または当該設備を翌年度以降にわたり当該契約の履行のためにのみ使用するもの</u></p> <p><u>（5） 契約の相手方が、当該契約の適正な履行のため、資材、機材、労働力の確保等に準備期間を必要とし、複数年度にわたる契約の締結を要するもの</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期継続契約を締結することができる契約事項の追加 ・第4号の追加に伴う号ずれ ・第4号の追加に伴う号ずれ